

## 確 認 書

四街道市（以下「市」という。）とみそら自治会（以下「自治会」という。）は、平成元年8月30日に締結した「ごみ処理施設建設事業に関する協議書」（以下「協議書」という。）及び「ごみ処理施設建設事業に関する協定書」（以下「協定書」という。）を今後も尊重することを基本とする。

ただし、「協議書」第3項第3号及び「協定書」第3条第1項第2号及び第3号、第4条、第17条第1号及び第2号に規定する操業停止などの取り扱いは次のとおりとする。

### 1. ごみ処理施設のこれまでの経過と今後の考え方

自治会は、四街道市山梨2002番地で操業するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）に代わる次期用地の選定及び取得について「協議書」第3項第2号及び「協定書」第5条に規定する用地取得期限にかかわらず「用地取得が困難な状況」を考慮し3回に亘り市の延長要請に応じてきた。しかしながら、「協議書」及び「協定書」に規定されているごみ処理施設の操業期限である平成19年3月31日を遵守するための次期ごみ処理施設用地を取得できなかったことは大変遺憾であり、市は自治会に深く陳謝する。

自治会は、平成16年12月、新ごみ処理施設整備構想（次も現在地にごみ処理施設を整備する考え方）の凍結の報告以降、次期ごみ処理施設用地の選定及び取得に関わる活動を見守ってきた。

市は平成18年12月議会において取得が承認された土地（吉岡地区）に、次期ごみ処理施設の建設を進め、平成27年4月1日までのできるだけ早い時期に次期ごみ処理施設を稼働させるよう最大限の努力をする。

### 2. ごみ処理施設の平成19年4月1日以降の操業延長に関する条件

- (1) ごみ処理施設の操業延長は平成27年3月31日までのできるだけ早い時期とする。
- (2) 市は操業延長期間を通じて「協議書」及び「協定書」の基本理念に従って、公害防止に努めること。また、排出ガスについては最新の環境基準より更に厳しい協定値を「協定書」第13条で規定しているが、操業延長後もこれを遵守するとともに、ダイオキシン類について国の排出基準値以下となるよう抑制する。
- (3) 市はごみ処理施設の操業延長に伴い、安全操業を目的とした施設の改修工事を実施するが、事前に自治会に対し改修工事（軽微な工事を除く。）の計画書を提示する。
- (4) 焼却炉の稼働時間等は「協定書」第3条第1項第2号及び第3号並びに第17条第1号及び第2号の規定（稼働日数は年間300日以内、1日の稼働時間は16時間以内、日曜日及び祝祭日は稼働しない。）にかかわらず、施設の点検時やその他

必要に応じ1日24時間稼働並びに日曜日及び祝祭日の稼働を承認する。ただし、継続して分別収集の徹底、ごみ減量化の推進、営業ごみ（事業所ごみ）の適正処理に努めること。

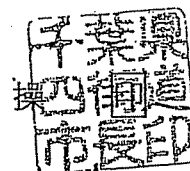
- (5) 市文書（平成18年11月7日、廃第118号）の回答のとおり、市は自治会の要望（集会場の改築、地区内の個別課題解決への要望等）に対して真摯に応えること。
- (6) 平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議する。
- (7) ごみ処理施設の操業停止前に跡地の利用（撤去も含む。）について自治会と協議する。
- (8) 用地取得並びに次期ごみ処理施設に関わる進捗状況について、市民への周知に努めるとともに、年2回以上自治会に報告すること。
- (9) その他上記の項目以外に変更等が必要となった場合は、市と自治会で協議する。

自治会は「協議書」、「協定書」に規定されているとおり平成19年3月31日で市に対しごみ処理施設の操業停止を要求すべきところ、上記の内容を確認し操業の延長に合意する。

この証として、本確認書2通を作成し、市、自治会各1通を保有するものとする。

平成19年 3月19日

四街道市長 高橋



みそら自治会長 中井 希

